

指定訪問介護・訪問型サービス（従前相当）サービス利用契約書

様（以下、「契約者」という。）と社会福祉法人木曽町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、本会が運営する木曽町ホームヘルパーステーション（以下、「事業者」という。）から契約者が提供される訪問介護・訪問型サービス（従前相当）サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「この契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条及び第5条に定める訪問介護・訪問型サービス（従前相当）を提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する訪問介護・訪問型サービス（従前相当）サービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項（以下、「訪問介護・訪問型サービス（従前相当）計画」という。）は、重要事項説明書に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに、契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、この契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（訪問介護計画の決定・変更）

第3条 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」という。）が作成されている場合には、それに沿って契約者の訪問介護・訪問型サービス（従前相当）計画を作成するものとします。

- 2 事業者は、契約者に係るケアプランが作成されていない場合でも、訪問介護・訪問型サービス（従前相当）計画の作成を行います。その場合に、事業者は契約者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、訪問介護・訪問型サービス（従前相当）計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係るケアプランが変更された場合、または契約者もしくはその家族等の要請に応じて、訪問介護・訪問型サービス（従前相当）計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問介護・訪問型サービス（従前相当）計画の変更の必要があると認められた場合は、契約者及びその家族等と協議して、訪問介護・訪問型サービス（従前相当）計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、訪問介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問介護・訪問型サービス（従前相当）員を派遣し、契約者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助その他日常生活上の世話を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第5条 事業者は、契約者との合意に基づき、介護保険給付外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する訪問介護・訪問型サービス（従前相当）を提供するものとします。

- 2 前項の他、事業者は、介護保険給付対象外のサービスを提供することができるものとします。
- 3 前2項のサービスの利用料金は、契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は、第1項及び第2項で定める各種サービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(訪問介護員の交替等)

第6条 この契約において「訪問介護員」とは、所定の研修を受けた上で訪問介護・訪問型サービス（従前相当）事業に従事し、介護・家事援助及び相談・助言等を行う専門職員をいうものとします。

- 2 この契約において「サービス従事者」とは、訪問介護・訪問型サービス（従前相当）員、保健師、看護師、ソーシャルワーカー等、事業者が訪問介護・訪問型サービス（従前相当）を提供するために使用する者をいうものとします。
- 3 契約者は、選任された訪問介護・訪問型サービス（従前相当）員の交替を希望する場合には、当該訪問介護・訪問型サービス（従前相当）員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護・訪問型サービス（従前相当）員の交替を申し出ることができます。
- 4 事業者は、訪問介護・訪問型サービス（従前相当）員の交替により、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(サービスの実施)

第7条 契約者は、第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

- 2 訪問介護・訪問型サービス（従前相当）の実施に関する指示・命令は、すべて事業者が行います。ただし、事業者は、訪問介護・訪問型サービス（従前相当）の実施にあたって、契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- 3 契約者は、訪問介護・訪問型サービス（従前相当）実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供するとともに、訪問介護・訪問型サービス（従前相当）員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

(サービス利用料の支払い)

第8条 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が居宅介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付費」という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

- 2 契約者は、第4条に定めるサービスについて、別に「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。ただし、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合及びケアプランが作成されていない場合には、訪問介護・訪問型サービス（従前相当）の利用料をいったん支払うものとします。（要介護認定後またはケアプラン作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））
- 3 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについては、契約者は、別に「重要事項説明書」等に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料を事業者に支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅サービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。
- 5 上記に定めるサービス利用料は1か月ごとに計算し、事業者は、その合計額を請求書に明細を付して、翌月20日までに契約者に送付し、契約者は、同月の25日までに支払うものとします。
- 6 事業者は、契約者から料金の支払いを受けたときは、契約者に対して領収書を発行します。
- 7 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用の中止、変更、追加)

第9条 契約者は、利用期日前において、訪問介護・訪問型サービス（従前相当）の利用を中止、変更または新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は、サービスの実施日の前日の午後5時までに事業者に申し出るものとします。

- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、別に「重要事項説明書」に定めるキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護・訪問型サービス（従前相当）員の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

(サービス内容の変更)

第10条 事業者は、サービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。

- 2 前項の場合に、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

(利用料金の変更)

第11条 第8条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は、当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第8条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合にはこの契約を解約することができます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第12条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、サービス実施日において、訪問介護・訪問型サービス（従前相当）員が契約者の体調・健康状態等により必要と判断した場合は、契約者またはその家族等からの聴取・確認の上で訪問介護・訪問型サービス（従前相当）を実施するものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する訪問介護・訪問型サービス（従前相当）の実施について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

第13条 事業者またはサービス従事者及び事業所の従業者は、訪問介護・訪問型サービス（従前相当）を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、この契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、契約者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(訪問介護・訪問型サービス（従前相当）訪員の禁止行為)

第14条 訪問介護・訪問型サービス（従前相当）員は、契約者に対する訪問介護・訪問型サービス（従前相当）の提供にあたって、次の各号に該当する行為は行いません。

- 一 医療行為
- 二 契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- 三 契約者の家族等に対するサービスの提供
- 四 飲酒及び契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- 五 契約者及びその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 六 その他、契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(損害賠償責任)

第15条 事業者は、この契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について、賠償する責任を負います。また、第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、契約者に故意または過失が認められる場合は、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じじうことができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任をできる限り速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第16条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第17条 事業者は、この契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスが実施できなくなった場合には、契約者に対して、既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第18条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、この契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により、契約者の心身の状況が「要介護」以外と判定された場合
- 三 事業者が、解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- 五 第19条から第21条に基づき、この契約が解約または解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者的心身の状況、おかかれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第19条 契約者は、この契約の有効期間中、この契約を解約することができます。この場合は、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに、事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、この契約を即時に解約することができます。

- 一 第11条第3項によりこの契約を解約する場合
- 二 契約者が入院した場合
- 三 契約者に係るケアプランが変更された場合

(契約者からの契約解除)

第20条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が、以下の事項に該当する行為を行った場合には、この契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なくこの契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が、第13条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が、故意または過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第21条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知などを行い、その結果、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第8条第1項から第4項に定めるサービス利用料の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意または重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第22条 第18条第1項第二号から第五号によりこの契約が終了した場合において、契約者が、既に実施されたサービスに対する利用料支払義務など事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から速やかに精算するものとします。

(苦情処理)

第23条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

2 事業者は、契約者に対する訪問介護・訪問型サービス（従前相当）の実施に関する苦情の内容、事故の状況及び事故に対する処置の状況等の記録を作成し、完結した日より5年間保存するものとします。

(協議事項)

第24条 この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、本会は、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

[契約者]

住 所 :

氏 名 :

印

[契約者代理人]

住 所 :

氏 名 :

印

[事業者]

住 所 : 長野県木曽郡木曽町日義1600番地1

名 称 : 木曽町ホームヘルパーステーション

介護保険事業所番号 (長野県指定第2072600600号)

[法人]

住 所 : 長野県木曽郡木曽町日義1600番地1

名 称 : 社会福祉法人木曽町社会福祉協議会

代表者 : 会長 邑上 豊美 印